55,000部発行　1部当り4.0円

吹田 いきいき市民ネットワーク 議会だより

2016年1月 No.80

１００%無党派・市民派の会派の『吹田いきいき市民ネットワーク』は、約２０年前（1995年）、“市民目線で活動する議員を議会へ送り出し市政に参画しよう”そんな市民の思いから生まれました。『見える政治、わかる政治』をモットーに議会活動を行い、その結果を「議会だより」で発信してきました。

議員報酬や政務活動費の使い道はすべてオープンにし、クリーンな政治を続けています。“市民力”そして“広がるネットワーク”が『吹田いきいき市民ネットワーク』の活動の源です。今期より「中本みちこ」に代わり、「**いそがわゆか**」が、市議会内の一人会派として活動しています。これからも市民パワーとともに、笑顔あふれる未来にむけ、市政に変革を起こしていきます！12月議会の議会報告です。

質問① 住民票の写し等証明書。コンビニと窓口発行で格差が!

今年1月下旬から、全国のコンビニ（マルチコピー機を利用している店舗）で、個人カード（マイナンバーカード）を利用して住民票の写し等の証明書を発行することできるようになりました。発行手数料は、窓口とコンビニの手数料は同じ、200円に設定しています。しかし、12月議会において、手数料のコスト再計算により、この４月から窓口業務（郵送含む）分のみ手数料について値上げ改定（200円→300円）をする条例案が提出され、賛成多数で可決されました。（賛否詳細は、４面の１に記載）

いそがわは、個人質問と本会議におきまして、以下のような質問・意見を述べました。（抜粋）

【個人質問】

【五十川】市が発行するものでありながら同一でないことの正当性、妥当性はどこに存在するのか。

【答弁(市民生活部)】同じ住民票の発行でも、両者の経費の内容は大きく異なるものである。

【五十川】わざわざ窓口に来ている市民の方が高い手数料となる道義面に反することに対しての市の見解は？

【答弁(市民生活部)】窓口へ足を運んでいただいた方々へのきめ細やかな対応や、待ち時間短縮などにつなげていきたいと考えている。

以上のような質問に対して、市は証明書の窓口とコンビニ発行手数料の格差に対する見解についての回答はありませんでした。詳細は市のＨＰをご覧ください。

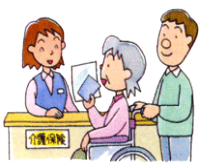

【反対意見】

１．手数料見直しの目的を『受益者負担の原則』というならば、少なくとも住民票の写し等の発行業務全体のコストから、手数料の算定・設定をすべきである。なぜなら、コンビニ交付導入に伴い、サービスコーナーの廃止も予定されている事実があり、市は発行業務全体として計画・策定しているからである。したがって、市の説明には矛盾がある。

２．市長名での発行の同じ証明書における、1.5倍にも及ぶ格差は、市が手数料改定の目的とする、『住民間の公平性の確保』の趣旨からも妥当とはいえない。優遇ではなく不公平である。

３．『わざわざ、本庁等へお越しいただいた市民の方々に対して、より多額の手数料をお願いするということが、市の在り方、市役所の在り方としていかがなものか。』と感じられる。市の答弁は、道義的な回答になっていない。

いそがわ ゆか（五十川 有香）　連絡先
吹田市役所：〒564-0880　吹田市泉町1-3-40　TEL 6384-1231（代表）FAX 6337-6925
事　務　所　：〒565-0831　吹田市五月が丘東9-12-102　TEL 4864-2874　FAX 6878-1452
Eメール:510yuka.suita@gmail.com　URL：http://isoyuka.net

この議会便りは政務活動費(公費)で印刷しています。

質問②　生物多様性の保全について早急な対応を！

吹田市の生物多様性の保全について。現状は「ヤマサギソウ」という希少種はじめ草花や天然記念物である「ヒメボタル」について市として包括的な保護活動の施策はありません。7月の市長の施政方針では「生物多様性の保全を図るための地域計画づくりを近隣自治体と連携をして広域的に進める方策を検討していきたい」と述べられました。吹田市にいる生物の多様性を未来永劫、どのように守っていくのでしょうか。

【五十川】施政方針より、近隣自治体と連携して広域的に進める必要性と実施主体や管理運営していく組織体制などはどのように作っていく予定なのか。

【答弁（環境部）】生物多様性保全には地域の自然的社会的条件に応じたきめ細やかな取組が必要であると同時に、水循環や生物環境のように河川の流域全体など、行政区域を超えた視点が必要となると考えている。このたび、環境省主催の保全プロジェクトの協賛団体となった。

【五十川】連携された広域での取り組みも当然重要ですが、時間や生物たちの生命のともしびは待ってはくれません。吹田市が率先して生物多様性地域戦略の単独策定・実施をした上で、可能であれば連携を計るべきだと考えるが。

【答弁（環境部）】この1月に本市において環境省とフォーラムを共催し、地域間の連携による生物多様性の保全について理解を広めるとともに近隣自治体へ参加を呼び掛けるなど、環境省と連携のもと、率先して実施していきたい。吹田市独自では行う気はない。

【答弁（市長）】地域戦略を策定するには、性急にならず、その合意プロセスを大切にしたい、そして北大阪全体の生態系サービスという生態学的、経済学的観点を織り込む必要がある、そのような考えに基づいて、環境省自然環境局と調整を行っている。

具体的な目標等のないままで、いつまでにどのように進めていくのでしょうか。いそがわは、市長はじめ生物保全活動を行うアマチュアナチュラリスト等のいる本市でまずは単独策定するのが迅速かつ着実に生物多様性を守ることにつながるのではと考えます。「Think globally, Act locally」＝

「Think **北大阪,Act吹田市」足固めが大切！**

質問③　市民目線とは矛盾した減免制度の見直し！

この度、公共施設手数料の減免制度が11月17日付けにて改定がなされました。変更点とは…

1.使用料の特に高額であるメイシアターの大・中ホールの使用につき、年に各々1回のみ文化振興及び市民公益活動の促進の観点から市民負担の軽減を図るため、減額を適用。

2.施設利用の促進及び利用者への利便性の観点から、「直前割引制度」を導入し、申し込み可能期間から一定の期間が経過した空室については、減額を検討予定。（※今のところ適用施設なし）

減免制度は、政策的に利用者の権利を保障する補完的な制度というべきもので、それこそが、住民福祉に資するという目的にも合い、政策の持つ機能を保ちます。つまり、減免制度は、実質的に公共性の高い団体や個人の活動に対する支援や経済的・社会的弱者への配慮、その他社会的要請に対応する地方自治の本旨に合った明確な基準をもったものでなければならないはず。今回の変更はその考えが反映されているとはいえません。市の見解を求めました。

【五十川】決算委員会での市長の「公共の益に結果的に資するものはどれか、市民の方々になるべくわかりやすい統一した基準というものをつくる」という答弁も反映したといえるのか。市長の見解を！

【答弁（行政経営部）】減免制度について様々な御意見をいただいている中で、文化振興及び市民公益活動促進の観点から、新たな減免制度の導入を行うもの。

【答弁（市長）】将来にわたって、公共施設を維持していくためには、利用者の方々には統一したわかりやすいルールに基づき、御負担をお願いすることは必要なことだと考えている。しかしながら、これまでに積み重ねてこられた地域に根差した活動などの意義についても尊重をし、大切にしていきたいと考えている。総合的に施策検討していく。

【五十川】答弁では公共の益に資するものは、メイシアターのみとなり、それが減免制度の見直しのすべてとなります。また、施設使用料の直前割引は、「割引」であって、「減免」ではありません。

この見直しは、公益活動促進条例等の内容とは相反していると考えますが、担当部の見解は？

【答弁（まち産業活性部）】市民公益活動団体の活動が低下しないように市民公益活動団体に対するさらなる支援施策を検討している。

質問④ 地域コミュニティの充実と促進へ包括的支援の施策を！

【五十川】11月にJR吹田近くのコンビニのイートインコーナーを市民活動のコミュニティスペースとして連携する取組ができたり、建都（北大阪健康医療都市）でもコミュニティスペースを検討したり、コミュニティづくりについての機運が高まってきている。地域コミュニティの充実や促進のために市として包括的な支援の施策の策定が必要と考えるが、市の見解は？

【答弁（まち産業活性部）】安心・安全で暮らしやすい地域社会を築くために、地域にある様々なコミュニティ組織の自主性を尊重しつつ、その活動を支援していくとともに、我々職員が、活動団体から直接話を伺う中で、必要なニーズ等について、関係部局とともに連携を図りながら検討していく。

【答弁（市長）】地域のコミュニティ活動を継続するために工夫をして、行くところを御用意するとともに、そのような場をお支えいただいている方々を、これまで以上にお支えしていきたい。

【五十川】他市では、地域包括システムや空き家対策事業等からコミュニティカフェが生まれている。本市は、公益活動事業としての助成金のみ。様々な支援策を検討できると考えるが、コミュニティカフェ機能の充実についての見解は？

【答弁（まち産業活性部）】気軽に集えるコミュニティカフェ機能は、高齢者の孤立や子どもの貧困など、行政のみでは抱えきれない多様化する地域課題の解決へ向け大変重要であると考えている。カフェ運営団体への支援施策を検討している。

質問⑤ 職員への通知文に「疑いで処分する」と明記。修正を！

平成27年10月19日付の職員への副市長連名の『選挙時における選挙運動等の制限について』の通知文において「これらの法律に違反しているかのごとき疑惑を招く行為があった場合には、懲戒処分を含む処分の対象として、厳正に対処することとなります。」と明記されていました。

公務員には、政治活動等において一定の制限を定めています（地公法36条・公選法136条の2）。しかし、違反しているかについては、確固たる証拠がないと処分することはできません。通知文の「疑いだけで処分する」という暴論について厳しく指摘し、修正の必要性を訴えました。

【五十川】通知内容について、委縮効果や威嚇作用を意図したものではないとするならば、これまでの職員の法に抵触する行為についての具体的な調査の有無とその方法・内容は？

【答弁（総務部）】具体的な調査等はしていない。

質問⑤の通知文に関しては、「疑いだけで懲戒処分を含む処分はできない。」という五十川の事前からの申し入れや議会での質問に対して、副市長・市長までも「不適切な内容・表現はない。修正の必要も、修正する気もない。」と断言しました。個人の自由や権利を守るのが官公庁であり議員です。 近日中に専門家と協議し、追及することにしました。

質問の詳細は、吹田市議会ホームページで「12月定例会本会議」の録画放映がご覧いただけます。
http://www.discussvision.net/suitasi/index.html
もしくは、『吹田市議会』で検索。

2015年12月議会の主な議案・意見書採決表（抜粋）

一般会計補正予算・水道条例一部改定案について賛成多数で可決されました。
以下は、賛否の分かれた条例議案・意見書(抜粋)です。各会派の意見や討論内容は録画放映または議事録(後日、吹田市議会ホームページに掲載)をご覧ください。

１：吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	賛成２５：反対１０：退席０	可決
２：吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について	賛成２６：反対　９：退席０	可決
３：千里山駅前の公園広場への変更を求める請願	賛成１１：反対２４：退席０	不採択
４：新たな患者窓口負担増をやめ、安心して受けられる医療を求める意見書	賛成１３：反対２２：退席０	否決
５：地方自治を尊重し、辺野古新基地建設を強行しないよう求める意見書	賛成１１：反対２１：退席３	否決

○：賛成　×：反対　退：退席　欠：欠席

		1	2	3	4	5
吹田いきいき市民ネットワーク	五十川有香	×	○	×	○	○
すいた市民自治	池渕佐知子	×	○	×	○	○
すいた市民クラブ	梶川 文代	○	○	○	○	○
無所属クラブ	生野 秀昭	○	×	○	×	×
すいた創政会	馬場慶次郎	×	○	○	×	○
吹田新選会	石川 勝	○	×	○	×	×
	後藤 恭平	○	×	○	×	×
	足立 将一	○	×	○	×	×
吹田翔の会	川本 均	○	○	×	○	退
	澤田 雅之	○	○	×	○	退
	山本 力	○	○	×	○	退

		1	2	3	4	5
公明党	浜川　剛	○	○	×	×	×
	矢野伸一郎	○	○	×	×	×
	井上真佐美	○	○	×	×	×
	野田　泰弘	○	○	×	×	×
	吉瀬　武司	○	○	×	×	×
	小北　一美	○	○	×	×	×
	坂口　妙子	○	○	×	×	×
自由民主党絆の会	泉井　智弘	○	○	○	×	×
	澤田　直己	○	○	○	×	×
	白石　透	○	○	○	×	×
	里野　善徳	○	○	○	×	×
	藤木　栄亮	○	○	○	×	×
	奥谷　正実	議長				

		1	2	3	4	5
日本共産党	山根　健人	×	○	×	○	○
	倉沢　恵	×	○	×	○	○
	竹村　博之	×	○	×	○	○
	塩見みゆき	×	○	×	○	○
	柿原　真生	×	○	×	○	○
	玉井美樹子	×	○	×	○	○
	上垣　優子	×	○	×	○	○
大阪維新の会	井口　直美	○	×	×	×	×
	橋本　潤	○	×	×	×	×
	斎藤　晃	○	×	×	×	×
	榎内　智	○	×	×	×	×
	松谷　晴彦	○	×	×	×	×

《会計報告（2015年11月～12月）》

	（円）	11月	12月	冬季手当
収入	報酬	650,000	650,000	1,579,500
	年末調整	0	344,382	0
	合計	650,000	994,382	1,579,500
支出	所得税	65,290	65,290	290,280
	住民税	17,600	17,600	0
	国民年金	15,590	15,590	0
	共済保険	25,105	25,105	0
	互助会会費	6,500	6,500	0
	会費	1,200	600	0
	生活費	300,000	300,000	500,000
	事務所活動費	218,715	563,697	789,220
	合　計	650,000	994,382	1,579,800

事務所活動費内訳	（円）	
収入	11月-12月合計	1,571,632
	前月繰越金	20,246
	合計	1,591,878
支出	事務所家賃等	171,200
	水光熱費	17,881
	通信費	22,390
	印刷費	194,175
	活動費	28,850
	交通費	41,050
	事務雑費	510,015
	人件費	52,000
	合　計	1,037,561
繰越金		554,317

〈3月定例会の日程予定〉

3月1日	提案説明
3月 8日～11日	一般質問
3月14日～17日	常任委員会
3月25日	討論・採決

※議会を身近に！との取組で3月25日の本会議休憩時に議場コンサート（佐井寺中の吹奏楽部）を行います！傍聴にぜひ、お越しください。